

個人資産形成ファンド1号

投資方針書

(第11版)

2012年7月



バリュートラスト

アウター・ガイ

1. 目次

1.	目次	2
2.	用語	3
3.	基本事項	4
(1)	目的	4
(2)	期間	4
(3)	利回り	4
(4)	原資	4
(5)	開始	4
(6)	継続	4
(7)	終了	4
(8)	中止	4
(9)	臨時拋出	4
(10)	臨時給付	4
(11)	議決権の行使	4
(12)	利益の処分	5
(13)	株主優待権利	5
(14)	借入	5
(15)	貸出	5
(16)	課税関係	5
(17)	運用の制限	5
4.	ポートフォリオ	6
(1)	アセット・アロケーション	6
(2)	金融商品の選択	6
(3)	リバランス	6

2. 用語

本書における用語を下表に示す。

- 運用者とは、アウター・ガイを指す。
- 現預金等とは、現金、預金、MRF（マネー・リザーブ・ファンド）、およびMMF（マネー・マネジメント・ファンド）を指す。
- 有価証券とは、株式、ETF（上場投資信託）、ETN（上場投資証券）、REIT（不動産投資信託）、現預金等を除く投資信託、および債券のうち、時価のあるものを指す。ただし、株式、ETF、ETN、およびREITの銘柄は、金融商品取引所において取扱のあるものに限る。
- 金融商品とは、現預金等、および有価証券を指す。
- パッシブ運用とは、基準となる指数に運用結果が連動することを目標とする金融商品の運用方法を指す。現預金等は、便宜上、パッシブ運用に含むものとする。
- アクティブ運用とは、基準となる指数よりも運用結果が上回る、または絶対収益を獲得することを目標とする金融商品の運用方法を指す。
- ポートフォリオとは、個人資産形成ファンド1号を構成する金融商品の組み合わせを指す。
- 純資産総額とは、ポートフォリオの純資産総額を指す。
- アセット・クラスとは、金融商品の属性を指す。
- アセット・アロケーションとは、ポートフォリオにおける各アセット・クラスへの配分比率を指す。
- リバランスとは、アセット・アロケーションが目標から乖離した状態を修正することを指す。
- 再投資とは、ポートフォリオから生じた利益をポートフォリオへ戻入することを指す。
- 四半期末とは、3月31日、6月30日、9月30日、および12月31日を指す。
- 期末とは、12月31日を指す。
- 執行日とは、毎月4日、10日、17日、21日、および27日を指す。ただし、かかる日付が金融商品取引業者における休日の場合、かかる日の翌営業日を執行日とする。
- デリバティブ（金融派生商品）とは、参照する原資産の固有リスクの回避を目的とする金融商品を指す。デリバティブと同様の効果を持つ金融商品は便宜上、デリバティブに含むものとする。
- ロング・ポジションとは、特定のアセット・クラスにおける金融商品の実質投資割合が買持の状態、すなわち、買付総額が売付総額よりも多い状態を指す。金融商品の借入は、ロング・ポジションに含むものとする。
- ショート・ポジションとは、特定のアセット・クラスにおける金融商品の実質投資割合が売持の状態、すなわち、売付総額が買付総額よりも多い状態を指す。ショート・ポジションと同様の効果を持つ買付は、ショート・ポジションに含むものとし、金融商品の貸出は、ショート・ポジションに含まないものとする。

3. 基本事項

(1) 目的

運用者のライフ・ステージ後半において見込まれる、退職後、または失業中の生活を長期間にわたり維持するための基礎的生活費として、30,000千円を形成する。

(2) 期間

2010年1月1日から2029年12月31日までの20年間とする。

(3) 利回り

リターン5.0%、およびリスク15.0%を目標とする。

(4) 原資

3,800千円とする。

(5) 開始

期間が開始した場合、原資の拠出を行い、運用を開始しなければならない。

開始は、有価証券の現物の拠出、および現預金等の払込のいずれか一方、または両方により行う。

(6) 継続

期間が開始し、かつ満了していない場合、運用を継続しなければならない。

継続は、現預金等の払込、および有価証券の買付により行う。ただし、かかる総額は、1ヶ月につき200千円を上回ってはならず、12ヶ月につき240千円を下回ってはならない。

現預金は、原則として毎月1日に払込を行うものとする。

有価証券は、原則として執行日に買付を行うものとし、必要に応じて任意の日に行ってもよい。

継続の状況は、原則として公開しなければならない。

(7) 終了

各四半期末時点において目的を達成し、または期間が満了した場合、運用を終了しなければならない。

終了は、有価証券の売付により行う。残余する現預金等は、運用者に帰属する。

(8) 中止

各四半期末時点における資産総額が1,000千円を下回る、または運用者が死亡した場合、運用を中止しなければならない。

中止は、有価証券の売付により行う。残余する現預金等は、運用者、またはかかる法定相続人に帰属する。

(9) 臨時拠出

臨時に拠出を行ってもよい。ただし、かかる総額は、1ヶ月につき800千円を上回ってはならない。

臨時拠出は、現預金等の払込により行う。

(10) 臨時給付

真にやむを得ない場合、臨時に給付を行ってもよい。ただし、かかる総額は、1ヶ月につき直近の四半期末時点における純資産総額の80.0%を上回ってはならない。

臨時給付は、現預金等の引出により行う。

現預金等の残高が不足する場合、有価証券の売付を行ってもよい。

(11) 議決権の行使

議決権が発生した場合、行使しなければならない。

議決権の行使は、個々の議案に対して、原則として賛成することにより行う。なお、賛否の最終判断は、運用者の責任により行う。

個々の議案に対する賛否の結果は、原則として公開しなければならない。

(12) 利益の処分

利息、分配金、配当金、および品貸料が発生した場合、かかる全額を再投資しなければならない。

(13) 株主優待権利

株主優待権利が発生した場合、かかる全額を再投資しなければならない。ただし、かかる権利が運用者以外の者に帰属する売上割戻の場合、または時価のない場合、かかる権利を無償で譲受し、再投資しなくてもよい。

株主優待権利の売却先、または譲渡先は、運用者が任意に決定できるものとする。

(14) 借入

運用を目的として、借入を行ってはならない。

短期間に頻回な買付、および売付が必要な場合、かかる回避を目的として、利息を含む借入金の返済を90日以内に完了するような借入を行ってもよい。また、必要に応じて、ポートフォリオの一部を担保として設定してもよい。ただし、かかる総額は、直近の四半期末時点における純資産総額の5.0%を上回ってはならない。

運用者を借入先とする場合、利息は、無利息としなければならない。

(15) 貸出

現預金等について、金融商品取引業者への預入を除き、貸出を行ってはならない。

有価証券について、金融商品取引業者との契約に基づく貸出を行ってもよい。ただし、かかる総額は、直近の四半期末時点における純資産総額の25.0%を上回ってはならない。

(16) 課税関係

運用者の自己の資産の課税とポートフォリオの課税を総合し、損益通算を行ってもよい。ただし、税制により要求される場合、必ず損益通算を行わなければならない。

還付金が発生した場合、かかる全額を再投資しなければならない。

(17) 運用の制限

運用は、運用者の自己の資産により行わなければならない。

運用者の利益を棄損し、かつ運用者以外の者に利益を供与することを目的として、運用を行ってはならない。

運用者以外の者に運用を関係させ、または運用者以外の者の判断、示唆、教唆、指示、または命令により運用を行ってはならない。

デリバティブについて、参照する原資産のアセット・クラスがロング・ポジションとなるような運用を行ってもよい。ただし、レバレッジ率は2.0倍を上回ってはならない。

4. ポートフォリオ

(1) アセット・アロケーション

適正なリスク水準の下で最大のリターンを獲得することを目的として、下表に示すアセット・アロケーションに基づき、ポートフォリオを構成しなければならない。

アセット・クラス	株式			債券			オルタナティブ			現預金等 内国
	内国	外国		内国	外国		REIT		貴金属 外国	
		先進国	新興国		先進国	新興国	内国	外国		
許容上限	35.0%	35.0%	20.0%	25.0%	15.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	50.0%
基本比率	25.0%	25.0%	12.5%	20.0%	7.5%	2.5%	2.5%	2.5%	0.0%	2.5%
許容下限	15.0%	15.0%	5.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

運用は、アセット・アロケーションを基本比率に近似させるように行わなければならない。ただし、各アセット・クラスの設定下限から設定上限までの範囲内において、任意の目標比率を設定し、アセット・アロケーションを目標比率に近似させるように行ってもよい。

(2) 金融商品の選択基準

最小のコストで安定的なリターンを獲得することを目的として、下表に示す選択基準に基づき、原則としてパッシブ運用の金融商品を選択しなければならない。ただし、合理的な事由がある場合、アクティブ運用の金融商品を選択してもよい。

運用方法		パッシブ運用	アクティブ運用
ポートフォリオの配分比率		80.0%以上	20.0%以下
コストの上限 (税抜)	売買手数料	1.0%以下	2.0%以下
	年間の信託報酬	0.8%以下	1.6%以下
	信託財産留保額	0.5%以下	0.5%以下

株主優待権利の獲得、または資本政策を目的として、内国株式の個別銘柄を選択してもよい。ただし、各個別銘柄への投資割合は、直近の四半期末時点における純資産総額の5.0%を上回ってはならない。

為替ヘッジを行う有価証券について、為替変動リスクの回避を行うことを目的として、選択してはならない。

(3) リバランス

各四半期末時点におけるアセット・アロケーションを基準として、許容上限を上回る、または許容下限を下回るアセット・クラスが存在する場合、リバランスを行わなければならない。また、必要に応じて任意にリバランスを行ってもよい。